

横浜市学校防災計画

ポケットブック **必携**

横浜市職員危機管理ポケットブック 付



疑わしいときは
行動せよ

横浜市教育委員会

目次

横浜市学校防災計画

震災時における教職員の動員体制	2
巨大地震が発生した場合の初期対応	3
授業中に発生した場合	4
休日・夜間に発生した場合	5
学校と地域防災拠点との関係	6
教委事務局、区災害対策本部との関係	6
地域防災拠点（震災時避難場所）の支援	7
学校教育再開に向けた対応の主な流れ	8
防災教育の充実	10
防災訓練の充実	11
風水害時の避難場所としての対応	12
心のケアと学校の役割	13

《綴じ込み》

横浜市職員危機管理ポケットブック 平成18年4月一部修正版	15
----------------------------------	----

学校の防犯マニュアル

学校における不審者緊急対応	裏表紙
---------------	-----

横浜市学校防災計画

震災時における教職員の動員体制

1 配備・動員計画の基本方針

- ①原則として、全教職員を対象とする。
- ②教職員は、原則として所属動員（勤務校）とする。

(注) 病弱者、身体不自由な職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業取得期間に相当する職員で、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

2 動員の事前命令及び自動参集

- (1) 動員対象教職員は、配備体制に基づき、あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行する。
- (2) 勤務時間外においては、次のような場合は、動員命令を待つことなく、自発的に動員先に、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに全員が参集しなければならない。

- 横浜市域に、震度5（弱）以上の地震が発生したときは、全員参集。
- 東海地震の警戒宣言が発令（予知情報）されたときは、全員参集。

* 東海地震「注意情報」のときは、校長、副校長が動員対象となる。

3 連絡調整者

教職員の中から学校へ早く到着できる順に3名を予め「連絡調整者」として指名する。

連絡調整者は、震度5（弱）以上の地震が発生したときは、校長等が参集するまでの間、地域防災拠点運営委員会との連絡調整等を行う。

巨大地震が発生した場合の初期対応

1 学校災害対策本部の設置

- 震度5（弱）以上の地震が発生した場合、学校は、学校災害対策本部を設置し、初期対応を図る。
- 「東海地震警戒宣言」が発令された場合も、学校災害対策本部を設置し、対応する。

総括本部

- 校長、副校長及び各班長を中心に構成
- 校内の被災状況等の把握、区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡
- 児童・生徒の安全確保など指示
- 非常持ち出し書類等を搬出

避難誘導・安否確認班

- 児童生徒の安全確保、安否確認、負傷者の有無確認、第1次避難場所への避難誘導

消火・安全点検班

- 初期消火活動
- 校内の被害状況を点検し、安全確認、第2次避難場所及び避難路を確保
- 二次災害防止のための措置

救出・救急医療班

- 養護教諭及び救命・救急対応経験者等を中心に構成
- 備品転倒等に巻き込まれ負傷した児童生徒の救命・救急対応

住民対応・避難場所支援班

- 学校が避難場所として円滑に運営されるよう、地域防災拠点運営委員会等との連携を図り、必要な支援を行う

- 教育再開は、学校本来の業務であるため、特に班編成は行わない。
- 日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。

授業中に発生した場合

地震発生

- 的確な指示
「机の下にもぐれ！」
「机の脚を持って！」
「頭を守れ！」
- 安心するよう声かけ
「大丈夫、あわてるな」
- 火の始末、出口の確保

安全確保

揺れがおさまる

第1次避難

- ・避難経路・避難場所の安全確認
- ・校庭等の安全な場所へ第1次避難
- ・的確な指示
- ・座布団等で頭部保護
- ・「おかしも」の約束

安全確認

- ・おさない
- ・かけない
- ・しゃべらない
- ・もどらない

被害状況把握

- ・隣接学級が連携避難
- ・配慮を要する児童生徒への対応
- ・トイレ、特別教室等に児童生徒が残っていないか確認

危険なとき

第2次避難

- ・人数と安否確認
- ・行方不明者の捜索・救出
- ・周囲の状況把握
- ・状況により第2次避難

休日・夜間に発生した場合

地震発生

横浜市域で、震度5（弱）以上の地震が発生したとき、全教職員は、所属校に参集する！

連絡調整者

学校にいち早く到着し、地域防災拠点運営委員会と避難場所開設等について連絡・調整する。また、必要に応じて、教育委員会事務局へ報告する。

- 避難住民の誘導
- 放送設備の利用支援
- 地域防災拠点の開設支援
- 被害発生の場合、区災害対策本部へ連絡
- 教育委員会事務局への連絡

校長・副校長に報告。
参集した教職員は、役割分担し行動開始。

- 校内施設の被害状況確認
- 危険個所の立入禁止措置
- 休校とするなど保護者へ連絡
- 地域防災拠点の運営支援
- 教職員の安否確認
- 児童生徒の安否確認

学校と地域防災拠点との関係

学校は、震災時には、地域防災拠点運営委員会の構成メンバーともなるが、両者が連携・協働して、災害対応にあたる。

総括本部
避難誘導・安否確認班
消火・安全点検班
救出・救急医療班

地域防災拠点

地域住民が
中心
行政職員

住民対応・
避難場所支援班

庶務班
情報班
救出救護班
食料物資班

教育再開の準備活動
課題別プロジェクト・チームによる対応
【例】
・応急教育計画作成
・心のケア推進

学校再開
準備班

教育委員会事務局、区災害対策本部との関係

- 1 学校と教育委員会事務局とは、主に①児童生徒・教職員の安否確認、②学校施設の被害状況の把握と応急復旧対策、③応急教育施設の対策、④教材・学用品等の調達、⑤学校給食、⑥応急教育計画、⑦心のケア、⑧その他教育再開に関する事など、学校教育に関する全般的事項について調整する。
- 2 学校と区本部とは、①被害情報等の連絡、②避難場所の開設・運営支援に関すること、④避難場所の安全性確保など、災害対応・避難者対応について連絡調整する。

地域防災拠点（震災時避難場所）の支援

1 教職員による避難場所運営支援

学校が避難場所となった場合は、その運営が円滑に行われるよう、住民対応・避難場所支援班を設置し、教職員は協力する。

2 住民対応・避難場所支援班の役割

- (1) 避難住民の誘導
避難者の校庭・体育館等への誘導
〈注〉校長室、職員室、保健室、給食室等は、避難生活スペースとしては使用させない。
- (2) 放送設備の使用についての対応
職員室や放送室、体育館放送室の鍵を開錠し、放送設備を使用できるよう対応する。
(体育館放送室の鍵は委員会に貸与できる。)
- (3) 避難場所の整備、割り振り
- (4) 負傷者の応急手当
ア 保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難住民の応急手当ができる状態を整える。
イ 地域医療救護拠点を兼ねている学校では、搬入されてくる負傷者を受け入れるために保健室隣接の2部屋程度を整備する。
ウ 地域防災拠点運営委員会の救出救護班の行う初期の応急手当に協力する。
- (5) その他避難場所運営支援

発災直後の初期段階では、地域防災拠点の運営委員の参集状況等から、学校としても、避難場所開設・運営支援体制を強化する必要がある場合がある。
その場合には、校長等がリーダーシップを発揮して、班の人員体制を強化する。
具体的な対応例としては、避難者の受付や避難者情報の整理など、教職員の特性を生かした人員配置・応援等が考えられる。

学校教育再開に向けた対応の主な流れ

被害実態調査（安否確認・被害調査）

- 児童生徒及びその家族の安否確認
- 児童生徒の住居の被害状況確認
- 教職員及びその家族の安否確認
- 教職員の住居の被害状況確認
- 学校施設等の被害状況確認
- ライフラインの被害状況確認
- 通学路など地域の被害状況確認

教育委員会事務局・関係機関等との調整

- 校舎等の被害に対する応急措置
- 校舎等の危険度判定調査
- ライフラインの復旧
- 仮設トイレの確保
- 児童生徒の心理面への影響確認と心のケア支援体制
- 教室の確保（他施設借用、仮設教室の建設）
- 通学路の安全確保
- 避難移動した児童生徒の就学手続きに関する臨時的措置
- 児童生徒の動向把握（避難先等の把握）
- 教科書、学用品等の確保
- 救援物資等の受け入れ
- 避難場所運営の支援

家庭訪問・仮登校

8

情報整理分析と対応

- 児童生徒の心理面の状況把握
- 登校児童生徒の確認と学級編制
- 避難移動した児童生徒の把握
- 児童生徒のより具体的な被害状況確認（教科書、学用品等）
- 保護者への連絡方法の確認
- 通学路の安全指導
- 避難移動した児童生徒の移動先訪問情報の把握（在籍校への復帰時期等）

【協議調整事項】

- 校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
- 授業形態の工夫（二部授業等）
- 不足教職員についての応援体制・配置
- 教職員が不足する場合の授業等の対応
- 教科書等の確保
- 学校給食の再開
- 学費の援助、教育事務の取り扱い
- 授業再開の日程協議
- 児童生徒の心のケア対策の支援体制
- 学習の場の提供
- 欠授業時数の補充と授業の工夫、児童生徒の学力補充

【学校が対応すべき事項】

- 応急教育計画の作成
- 転出児童生徒の調査
- 就学援助が必要な児童生徒等の調査
- 水道の衛生検査の依頼
- 給食再開に向けての調査
- 児童生徒の心のケアの体制整備
- 保健室の復旧・整備

9

防災教育の充実

1 防災教育の充実

- (1) 危機に直面したときに児童生徒が自ら状況を判断し、自身の生命を守るために行動できる力（自助力）や、地域など集団のなかで互いに助け合って災害を乗り越えていく力（共助力）を育てる教育を、総合的な学習の時間等を活用し積極的に推進する。
- (2) 学習の手法として、
 - ①プロジェクト学習
 - ②危機予知トレーニング（KYT）
 - ③問題解決型の災害図上訓練（DIG）
 - ④地域防災マップづくりなどを取り入れることも有効です。

2 防災教育を進めるうえでの留意点

- (1) 年間指導計画の作成
- (2) 指導体制づくり
- (3) 視聴覚教材、情報ネットワークの活用
- (4) ボランティア活動の推進
- (5) 防災教育改善のための評価

教職員の研修の充実

1 防災対応力の育成

発災時に教職員が、その場の状況に応じた的確な判断と機敏な行動がとれるよう防災対応力を訓練し習得することが必要です。

2 応急救護処置の技能を習得する研修

災害時には多数の児童生徒が負傷することも想定されるため、養護教諭のみならず、他の教職員も応急救護に一定の対応ができるよう、応急救護処置技能を習得することが有効です。

防災訓練の充実

1 学校と地域防災拠点との合同の防災訓練の実施が望ましい。

2 「守られる側から助ける側に回る」

児童生徒の発達段階に応じて、中・高校生では、地域防災拠点の訓練に学校として参加し、消防署員等の指導のもとに、初期消火訓練や救命救急技術の習得、炊き出し・仮設トイレ設置など災害復旧活動の体験などに安全面に配慮しつつ、可能な範囲で取り組むことは、生徒の防災意識、社会貢献意識、自己有用感を高める効果もあり、防災訓練のひとつとして有効な手法です。

3 地域との連携

校長・副校長のみならず、防災安全担当者、連絡調整者などが、地域防災拠点の訓練に参加し、地域防災関係者と交流を深めることが望ましい。

4 区役所との連携

- (1) 区の防災担当である総務課と連絡を密にし、区の防災計画等について、教職員が十分に理解するとともに区の総合防災訓練への積極的な参加・協力など、区役所と連携した取組を進めることが重要です。
- (2) 地域防災拠点避難場所の運営支援等について、区学校教育推進会議や区校長会などの場を活用して定期的に区役所と学校が情報を交換する場を設定することが重要です。

風水害時の避難場所としての対応

1 校長・副校長の対応

(1) 台風情報の事前収集と早期準備

大型台風接近等の場合は、気象庁発表の台風情報や横浜市ホームページの防災情報などに留意し、区防災担当課と事前に情報交換を行うとともに、神奈川県に接近又は上陸の見込みが高い状況に至ったときに早期に対応が図れるように準備しておく。

(2) 夜間・休日の避難場所開設と校長参集

夜間・休日等において、横浜市域で大雨・洪水警報、暴風、暴風雨警報など気象警報が発表され、区が当該学校に避難場所を開設することを決定した場合には、校長又は副校長は、学校に参集し、区が行う避難場所開設について協力する。

(3) 学校施設に被害発生の恐れがある場合

校長・副校長は、夜間・休日等において、横浜市域で大雨・洪水警報、暴風、暴風雨警報など気象警報の発表を覚知した場合、学校及び学校周辺の状況について、情報収集に努め、学校施設に被害発生の恐れがある場合は、速やかに所属校へ参集するなど必要な対応を行うこと。

被害の状況が著しく校長・副校長のみでの対応が困難な場合には、校長は教職員の動員を命令することができる。

(4) 避難場所開設・運営支援措置

校長は、区から避難勧告指示が出された場合、その周知を受けて速やかに避難場所の開設・運営に必要な支援措置を講じる。

※ 夜間に住民が避難してくる場合、校舎内の電灯をつけるなどの気配りも大切である。

心のケアと学校の役割

大震災や不審者侵入事件等を体験した児童生徒にとって、辛い時期を乗り越えるためには、教職員が心のケアについて正しい知識を持ち、児童生徒の傷ついた心を理解し、適切な対応をすることが重要です。学校は、心のケアについて、日頃から校内研修を実施しておくことが大切です。

1 心のケア推進チーム（KCT）の設置

震災時に心のケアを推進するためには、プロジェクトチームとして「心のケア推進チーム」（KCT）を早期に編成し、対応する。

- (1) 心のケア推進チームは、小学校では、教務主任、児童指導担当や養護教諭などが中心となって、中学校では教務主任、生徒指導専任や養護教諭などが中心となって、編成する。
- (2) 震災直後は、学校カウンセラーやスクールカウンセラーの各学校への訪問や情報連絡が困難なことが予想される。しかし、出来る限り、教育相談課などと連携を図り対応することが大切である。

《話を聞く姿勢の留意点》

- ① よく耳を傾ける
- ② 聞くための十分な時間をつくる
～腰を据えて、じっくり話を聞くことが大切
- ③ 相手の立場に立ち、共感を持って対応する
- ④ 声の調子に気をつける
～声の高さや大きさは、話し手の心理的・精神的な態度を表現する。
相手に不快感を与えないように注意することが大切
- ⑤ 問題の原因を決めつけないようにする
- ⑥ 一番つらいのは、本人であることを受け入れる

危機発生時の動員先等

動員基準	配備区分	動員先・班(任務)
震災発生時 (震度5弱以上)	全員配備	Tel - -
東海地震 予知情報時 (警戒宣言の発令)	全員配備	Tel - -
東海地震 観測情報・注意情報時		Tel - -
風水害時		Tel - -
都市災害時		Tel - -
緊急事態等		Tel - -

連絡調整者の氏名 (3名)

横浜市教育委員会事務局 総務課
 学校防犯・防災担当
 平成18年8月発行
 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
 TEL. (045)671-4178 FAX. (045)663-5547
 横浜市広報印刷物登録 第183011号
 種別・分類 A-ME010

「学校の防犯マニュアル」より

学校における不審者緊急対応

